

第4次いちかわハートフルプラン案の概要

第3回 市川市社会福祉審議会	議題(2)-②
令和2年11月18日(水)	説明概要

※ 計画期間：令和3～5年度(3年間)

		法律上の名称	法の規定の概要	根拠法	概要
第1部	総論				<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉関係の法制度の変遷や、</li> <li>・本市の障害者手帳所持者数、</li> <li>・前計画の達成状況、</li> <li>・障がい者団体や自立支援協議会からの意見の概要</li> </ul> などから、プラン策定に当たっての課題を記載。
第2部	市川市障害者計画	市町村障害者計画	○市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画。 ○障害者基本計画(政府作成)、都道府県障害者計画(都道府県作成)を基本として策定。	障害者基本法 11条3項	<b>&lt;理念&gt;</b> 「このまちで共に生きる」 -多様性を認め合う、自ら選択・決定する-  <b>&lt;将来像&gt;</b> 「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」 -全国でも指折りの"障がいのある人が住みやすいまち"を目指して-  <b>&lt;重点施策&gt;</b> (1) 災害や感染症の対策 (2) 障がい者やその家族の高齢化への対応 (3) 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供 (4) 支援人材の確保と質の向上 (5) 相談支援・権利擁護体制の充実 (6) 地域における生活の支援  ※ 「理念」や「将来像」といった基本的な部分や、「具体的な施策」の中の「節」レベルの内容については、前計画から引き継ぐこととし、特段の変更は行いませんでしたが、「具体的な施策」の中の「項」のレベルでは、現在の状況に合わせ、内容を一部改めました。
第3部	第6期市川市障害福祉計画・第2期市川市障害児福祉計画	市町村障害福祉計画 市町村障害児福祉計画	<b>&lt;市町村障害福祉計画&gt;</b> ○障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画。  <b>&lt;市町村障害児福祉計画&gt;</b> ○障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画。  ○どちらも、基本指針(厚生労働大臣作成)に即して定める。	障害者総合支援法 88条1項、  児童福祉法 33条の20第1項	○ <b>第1章 計画の方向性</b> 「基本指針」に基づき、7つの基本的な方向性を記載。  ○ <b>第2章 成果目標と活動指標</b> 地域生活への移行や就労支援、「親亡き後」の支援体制などの課題に対応するため、本市が取り組むべき事項を成果目標として記載。  ○ <b>第3章 障害者総合支援法に係るサービス等</b> 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の「サービス・事業の実施に関する考え方」や「サービスの見込量」などを記載。  ○ <b>第4章 児童福祉法に係るサービス</b> 障害児福祉計画に定める障害児相談支援、障害児通所支援に係るサービスについて、「サービス・事業の実施に関する考え方」や「サービスの見込量」などを記載。
第4部	資料				用語の解説などを記載。